

重度心身障害者（児）医療費助成制度の対象となるお子様の保護者の皆様へ

千葉県健康福祉部障害福祉課

千葉県では、平成27年8月から重度心身障害者（児）医療費助成制度の現物給付化を実施するため準備を行っております。

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、重度心身障害者（児）医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記に御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様が学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関に重度心身障害者（児）医療費助成受給券を提示しないようにしてください。
- 2 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えしていただくとともに、保険診療の一部負担金である3割相当額（就学前児は2割）をお支払ってください。
- 3 このときお支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

なお、御不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 障害福祉課 障害保健福祉推進班

TEL：043-223-2340 又は各市町村障害福祉担当課